

保健福祉や語学スキルを
避難所で活かして
みませんか？



藤沢市

災害時福祉ボランティア

登 録 者 募 集

申込方法

「藤沢市災害時福祉ボランティア登録申込書」をご記入のうえ、
危機管理課又は市民センター・公民館へご提出ください。

問合せ先

藤沢市役所 防災安全部 危機管理課 災害時福祉ボランティア担当
☎ 0466-25-1111（内線 2434）

詳しくはHPからご確認ください↓

藤沢市 災害時福祉ボランティア



平常時

1

・災害時福祉ボランティアへの登録申込

- ・ 申込書を書いて、危機管理課又は各市民センター・公民館へ
- ・ 【受付時間】 午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）
- ・ 写真（申込書貼付）は、返却ができませんのでご了承ください。

2

・登録証の発行・送付

- ・ 危機管理課から登録証をお送りします。ボランティア活動時には携帯するようにしてください。

3

・地区ごとの顔合わせ会（年1回開催予定）※別途連絡します

- ・ 【例】福祉避難所（一次）（各市民センター・公民館）施設の確認や活動内容の確認等

4

・市域全体の交流会（研修会）（年1回開催予定）

※別途連絡します

- ・ 【交流会（研修会）の例】福祉避難所シミュレーションゲーム体験等

発災時

1

・災害発生

- ・ 市内で震度5強以上の地震が発生
- ・ 相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表
- ・ 市内に特別警報が発表
- ・ その他災害により、市内に大規模な被害が発生
- ・ ※市内に指定避難所等が開設されない場合や、市内全ての指定避難所等が閉鎖された場合を除く

2

・発災してから24時間以降、活動可能な場合に福祉避難所（一次）に参集

- ・ 電話等で連絡が可能な場合は、参集先へ事前に連絡してください。
- ・ まずはご自身・ご家族の対応を優先してください。
- ・ 状況によっては一旦お帰りいただくこともあります。

3

・福祉避難所（一次）等でのボランティア活動

- ・ 要配慮者に対する介助等のお手伝いや簡単な通訳など、福祉避難所（一次）の運営補助
- ・ 状況によっては、指定避難所等での巡回活動等をお願いする場合があります。